

議案第 90 号

新狭山公園、狭山台中央公園、上奥富運動公園、鶉ノ木運動公園及び堀兼・上赤坂公園の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

新狭山公園

狭山台中央公園

上奥富運動公園

鶉ノ木運動公園

堀兼・上赤坂公園

2 指定管理者として指定するもの

狭山市公園パートナーズ

代表者 東京都小平市小川東町 1 丁目 19 番 1 号

西武緑化管理株式会社

代表取締役 大 嶋 聡

構成員 東京都小平市小川東町 1 丁目 19 番 1 号

西武緑化管理株式会社

代表取締役 大 嶋 聡

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川 4 6 2 1 番地

有限会社戸口工業

代表取締役 長 崎 政 道

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 11 月 26 日提出

狭山市長 小谷野 剛

#### 提案理由

新狭山公園、狭山台中央公園、上奥富運動公園、鶉ノ木運動公園及び堀兼・上赤坂公園の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。